

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正について

◆特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の見直し

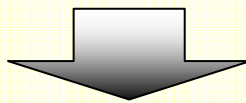
◆背景

- ◆ **地元ニーズの多様化**（ソフト事業への充実要望）
- ◆ **行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果**
⇒ **「使途をより自由にして、使い勝手をよくする」**

現行

公共用の施設の整備

公共用の施設：交通施設及び通信施設、スポーツ又はレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、産業の振興に寄与する施設



改正後

公共用の施設の整備

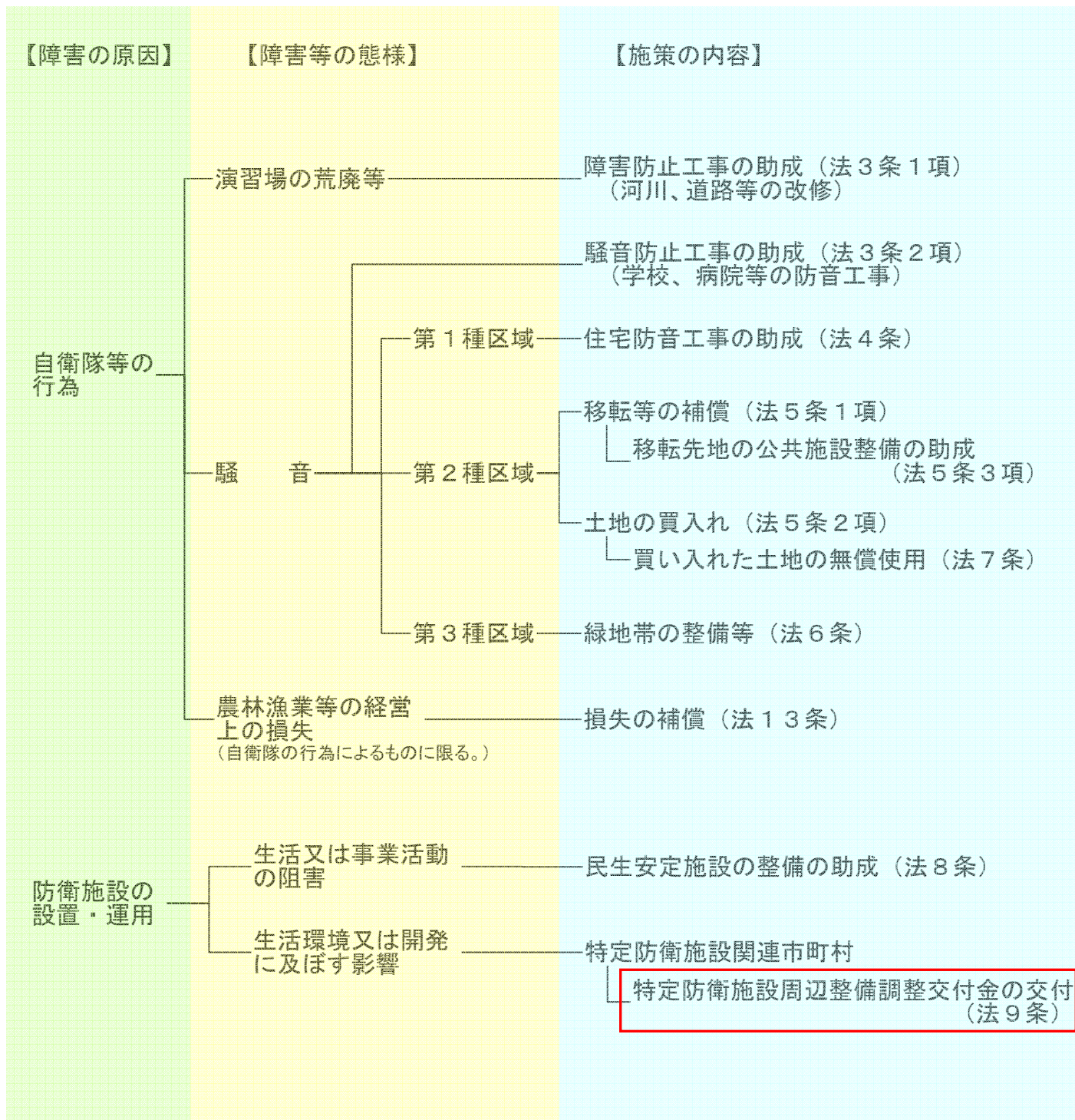
いわゆるソフト事業

←（新たに追加）

- ・医療費の助成（小学生以下の医療費、妊産婦検診費等）
- ・コミュニティバスの運営費の助成（福祉バスの運営費等）
- ・学校施設等耐震診断費の助成（小中学校校舎等の耐震診断費等）

などのソフト事業を想定

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による施策



特定防衛施設周辺整備調整交付金の概要

根拠法令	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条
制度の概要	<u>防衛施設の設置又は運用がその周辺地域の生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村を指定し、当該市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、交付金を交付することができる制度(交付金制度)</u>
対象防衛施設数 及び 対象市町村等の数	61 防衛施設 (104市町村) ・ ジェット飛行場 : 19施設 ・ 砲撃演習場 : 22施設 ・ 大規模弾薬庫等 : 20施設 (平成22年1月現在)
交付対象施設	公共用の施設の整備 ・ 交通施設及び通信施設 ・ スポーツ又はレクリエーションに関する施設 ・ 環境衛生施設 ・ 教育文化施設 ・ 医療施設 ・ 社会福祉施設 ・ 消防に関する施設 ・ 産業の振興に寄与する施設